高齢者虐待防止相談の運営法人の相違がもたらす関係性及び課題に関して - 近畿圏地域包括支援センターへの調査より -

佛教大学 坂本 勉(03658)

キーワード:高齢者虐待、地域包括支援センター、労働環境

1.研究目的

本研究は、近畿圏における地域包括支援センターの高齢者虐待相談体制に関する分析を行い、その課題を明らかにすることを目的としている。調査対象として、近畿圏(京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)の全ての地域包括支援センター553か所に対して自記式質問紙郵送調査を行い、221件(回収率 39.9%)を回収した。設置法人別の比較検証を行った結果、地域包括支援センターの設置運営形態による有意な関係を認めた。地域包括支援センターは市町村直営の他、他の法人に運営委託することができ、法人ごとでの対応や、相談受付の件数、対応する 65 歳以上の高齢者数の対比などを行い分析することとした。

また、高齢者虐待相談そのものの運営上の課題や、労働環境の違い、また実際に受け付けた高齢者虐待の件数など、いくつかの指標を使って分析を行った。

2.研究の視点および方法

本調査では、郵送法を用いた自記式質問紙調査であり、記入者は地域包括支援センターの権利擁護を担当する主に社会福祉士に回答していただいた。調査対象は、近畿圏の全ての都道府県である、京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県の6都道府県下の地域包括支援センター553か所(全数)に実施した。回答件数は221件(回収率39.9%)であった。設置種別、人口規模などの相違点はあるが、高齢者虐待相談の窓口であるという点で、近畿圏全域に調査を行うこととした。

調査期間は、2010年8月1日~8月21日である。

調査分析には、統計ソフト SPSS Statistics19を使用し、運営主体との仮説検証には、 ²検定を行い、5%水準を有意差ありとした。また、各表においては検定をクリアしたものを掲載し、必要に応じて度数分布(グラフ)も用いている。

3.倫理的配慮

調査票には、個人情報などのプライバシーが明記されないよう、また市町村の個別名を記さないこと。統計的な処理を行い、本研究の用途以外には使用しないことを条件として 実施した。なお、この研究は、佛教大学研究倫理規定に基づく運用および日本社会福祉学 会「研究倫理指針」に基づき配慮を行っており、回答者の同意の下に調査を実施している。

4 . 研 究 結 果

高齢者虐待防止に対する機関として、地域包括支援センターがその役割を担うこととな ったが、市町村と民間法人はほぼ同一の業務を守備範囲としており、設置主体間での役割 分担がなんらかの差異があるのか検討しなければならない。これまで厚生労働省が提示し てきた「地域包括支援センター業務マニュアル」では、市町村が担うのか民間法人が担う のか明確な判断を避けてきた。理想的には公的機関と民間が相互に補完しながら、高齢者 虐待の防止を推進するイメージを模索してきたのかもしれない。今回の調査からは、同一 の業務内容を担う公私の機関が、どのような違いを示しているのかを分析した。多くの調 査項目では明確な公私の違いは見受けられなかったが、労働環境に関する関係性では興味 深いものが示された。民間法人での労働環境に満足していない傾向が強く反映されており、 それらマイナスの要因は3職種との連携や虐待相談に対応すべき時間的ゆとりなど、具体 的な業務内容の質と関係しており、労働環境の整備は民間機関ほど急務であると推察され る。また、高齢者虐待の対応についても民間法人が担うより公的機関が担うべきであると 考える機関が多く存在した。しかしながら、地域包括支援センターが担うべき全体業務量 の中で高齢者虐待相談に従事している業務量が限定されていることと、現在の機関では、 高齢者虐待のみに従事する職場イメージができないこともその要因の一つであるとも考え られる。また、近い将来厳密な意味で高齢者虐待防止法が広く適用されることとなれば、 事実確認などの認定方法や、公権力の介入などその厳格さが問われることとなる。その意 味では、法律的な解釈を含めた現場の判断に、今まで以上の工夫や、事実確認を行う際の 指標作りなどが検討されなければならない。今回の調査では、高齢者虐待の対応が3職種 すべてにわたっていることや、市町村・民間法人とその責任の所在が不明確になっている こと。また、同一業務を担いながらも、労働環境において民間法人への支援が必要である ことを鑑みると、解決すべき課題は複数あると考えられる。

また、高齢者虐待に関する研究は、世界的にテーマとなっており様々な研究がなされている。しかし、その多くが高度な統計手法を用いた研究論文が多数を占めている。社会福祉学研究において統計的手法が必ずしも十分に用いられてきたとはいいがたい。しかし、わが国においては、公私を問わず、広く高齢者虐待の防止を目指すために、全国に点在する地域包括支援センターにその役割を持たせたことは世界的にも画期的なことであるといえる。このことを通じて、定期的なデータの収集や、虐待発生率の予測、また家庭内で展開する暴力の解明など、今後の暴力防止のための理論的な構築が期待される。ただし、現在のわが国における高齢者虐待の認識や、それらの事実確認のあり方など、広く社会全体にその範囲の理解と共有が課題としてあげられる。